

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
表紙		<p data-bbox="448 562 1338 653">農林土木工事共通仕様書</p> <p data-bbox="753 1289 1041 1346">令和3年4月</p> <p data-bbox="480 1423 1317 1486">静岡県交通基盤部監修</p>	表紙		<p data-bbox="1825 562 2715 653">農林土木工事共通仕様書</p> <p data-bbox="2110 1289 2436 1346">令和3年11月</p> <p data-bbox="1852 1423 2689 1486">静岡県交通基盤部監修</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第1編 共通編	1	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義 1. ～26. [略] 27. 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が<u>臨場若しくは関係資料により、その内容について</u>契約図書との適合を<u>確かめる</u>ことをいう。 28. 立会とは、<u>契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について</u>契約図書との適合を<u>確かめる</u>ことをいう。</p> <p><u>29. 段階確認とは、契約図書に示された施工段階において監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等</u>を確認することをいう。 <u>30. 工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</u> <u>31. 技術検査とは、技術的観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいい、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握する。</u> <u>32. 検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</u> <u>33. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</u> <u>34. 工期とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</u> <u>35. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</u> <u>36. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</u> <u>37. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</u> <u>38. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</u> <u>39. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。</u> <u>40. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</u> <u>41. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</u> <u>42. SIとは、国際単位系をいう。</u> <u>43. JIS規格とは、日本産業規格をいう。</u> <u>44. 現場発生品（施設機械工事等における現場発生材）とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</u> <u>45. 施設機械工事等における施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。なお、施工図は、「施設機械工事完成図書等作成要領」及び「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」又は「工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づき作成するものとする。</u> <u>46. 施設機械工事等における計算書とは、設計図書に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量の計算書をいう。</u> <u>47. 施設機械工事等における詳細図等とは、設計図書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。</u> <u>48. 施設機械工事等における承諾図書とは、受注者が設計図書の設備仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。</u> 承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督員と受注者が書面により、着手後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為で</p>	第1編 共通編	1	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義 1. ～26. [略] 27. 確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が<u>契約図書に示された項目の内容と</u>契約図書との適合を<u>確認する</u>ことをいう。 28. 立会とは、<u>監督員が、現場において契約図書に示された項目の内容と</u>契約図書との適合を<u>確認する</u>ことをいう。 <u>29. 遠隔確認とは、遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。</u> <u>30. 段階確認とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督員が立会又は遠隔確認により、工事の状況、工事に係る出来形等</u>を確認することをいう。 <u>31. 工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</u> <u>32. 技術検査とは、技術的観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいい、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握する。</u> <u>33. 検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</u> <u>34. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</u> <u>35. 工期とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</u> <u>36. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</u> <u>37. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</u> <u>38. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</u> <u>39. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</u> <u>40. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。</u> <u>41. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</u> <u>42. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</u> <u>43. SIとは、国際単位系をいう。</u> <u>44. JIS規格とは、日本産業規格をいう。</u> <u>45. 現場発生品（施設機械工事等における現場発生材）とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</u> <u>46. 施設機械工事等における施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。なお、施工図は、「施設機械工事完成図書等作成要領」及び「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」又は「工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づき作成するものとする。</u> <u>47. 施設機械工事等における計算書とは、設計図書に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量の計算書をいう。</u> <u>48. 施設機械工事等における詳細図等とは、設計図書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。</u> <u>49. 施設機械工事等における承諾図書とは、受注者が設計図書の設備仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。</u> 承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督員と受注者が書面により、着手後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為で</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
		ある。			ある。
第1編 共通編	4	<b>1-1-3 設計図書の照査等</b> 1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。  2. ～3. [略]	第1編 共通編	4	<b>1-1-3 設計図書の照査等</b> 1. 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図 <b>若しくは電子データ</b> を貸与することができる。ただし、共通仕様書等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。  2. ～3. [略]
	5	<b>1-1-7 工事実績情報システム(コリンズ)への登録</b> 受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員に <b>メール</b> し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。なお、受注時登録は、入札情報サービス(PPI)の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。		5	<b>1-1-7 工事実績情報システム(コリンズ)への登録</b> 受注者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員に <b>メール送信</b> し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。なお、受注時登録は、入札情報サービス(PPI)の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。
	6	<b>1-1-10 工事用地等の使用</b> 1. [略] 2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。 3. ～6. [略]		6	<b>1-1-10 工事用地等の使用</b> 1. [略] 2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに <b>発注者の負担により借地する範囲以外</b> の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 3. ～6. [略]
	7	<b>1-1-13 施工体制台帳</b> 1. [略] 2. 受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」( <b>令和2年4月1日改正</b> )に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しに施工体制台帳確認一覧表を添付して監督員に提出しなければならない。 3. ～4. [略]		7	<b>1-1-13 施工体制台帳</b> 1. [略] 2. 受注者は、第1項に示す法律の定め及び「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」( <b>令和3年9月21日改正 建経業第174号</b> )に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しに施工体制台帳確認一覧表を添付して監督員に提出しなければならない。 3. ～4. [略]
9	<b>1-1-16 工事の一時中止</b> 1. ～2. [略] 3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、 <b>承諾を得る</b> ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	9	<b>1-1-16 工事の一時中止</b> 1. ～2. [略] 3. 前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、 <b>協議する</b> ものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。		

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第1編 共通編	12	<p>1-1-22 監督員による検査(確認を含む)及び立会等</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は<u>段階確認に臨場するものとし</u>、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p> <p>8. [略]</p> <p style="text-align: center;">表1-1 [略]</p>	第1編 共通編	12	<p>1-1-22 監督員による検査(確認を含む)及び立会等</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 受注者は、段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載しなければならない。また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(3) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p> <p>8. [略]</p> <p style="text-align: center;">表1-1 [略]</p>
	15	<p>1-1-28 出来形検査等</p> <p>1. 受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合<u>又は</u>、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形検査又は一部完成検査を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の<u>出来形</u>に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. ～7. [略]</p>		15	<p>1-1-28 出来形検査等</p> <p>1. 受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合<u>又は</u>契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、出来形検査又は一部完成検査を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の<u>出来高</u>に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. ～7. [略]</p>
	17	<p>1-1-33 工事中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達 <u>平成29年3月31日</u>)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)及び森林土木工事安全施工技術指針(林野庁 平成29年11月10日)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. ～7. [略]</p> <p>8. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(平成4年3月30日設計第496号 静岡県土木部設計検査課長通達)に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>9. ～12. [略]</p> <p>13. 監督員が、労働安全衛生法(<u>令和元年6月改正 法律第37号</u>)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. ～24. [略]</p>		17	<p>1-1-33 工事中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達 <u>令和3年3月25日</u>)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)及び森林土木工事安全施工技術指針(林野庁 平成29年11月10日)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2. ～7. [略]</p> <p>8. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(平成4年3月30日設計第496号 静岡県土木部設計検査課長通達)に基づいて、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。<u>なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施できる。</u></p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>9. ～12. [略]</p> <p>13. 監督員が、労働安全衛生法(<u>昭和47年 法律第57号</u>)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. ～24. [略]</p>
19	<p>1-1-37 環境対策</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、工事の施工に当たり表1-2に示す建設機械を使用する場合には、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(<u>平成29年5月改正 法律第41号</u>)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、<u>又は</u>、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂 平成28年8月30日付け国総環第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p>	19	<p>1-1-37 環境対策</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、工事の施工に当たり表1-2に示す建設機械を使用する場合には、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(<u>平成17年 法律第51号</u>)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車<u>又は</u>「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成28年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂 平成28年8月30日付け国総環第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p>		

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
		<p>排出ガス対策型を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、<u>又は</u>これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の審査・証明事業<u>もしくは</u>建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和2年3月31日 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、<u>又は</u>排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）<u>もしくは</u>「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、<u>又は</u>これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業<u>もしくは</u>建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができる、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表1-2 [略] 表1-3 [略]</p> <p>7. ～10. [略]</p>			<p>排出ガス対策型を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」<u>又は</u>これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の審査・証明事業<u>若しくは</u>建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者はトンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和2年3月31日 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車<u>又は</u>排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）<u>若しくは</u>「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂 平成28年8月30日付け国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」<u>又は</u>これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業<u>若しくは</u>建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができる、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表1-2 [略] 表1-3 [略]</p> <p>7. ～10. [略]</p>
第1編 共通編	22	<p>1-1-39 交通安全管理 1. [略]</p> <p>2. 受注者は、工事中用車両による土砂、工事中用資材及び機械などの輸送を伴う工事について、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事中用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成6年5月10日 設計第44号）に従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「<u>道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領（平成19年3月20日付け道管第243号道保第151号）</u>」に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>5. 発注者が工事中用道路に指定するもの以外の工事中用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>6. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事中用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を</p>	第1編 共通編	22	<p>1-1-39 交通安全管理 1. [略]</p> <p>2. <u>受注者は、指定された工事中用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3. 受注者は、工事中用車両による土砂、工事中用資材及び機械などの輸送を伴う工事について、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事中用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「過積載による違法運行の防止対策について」（平成6年5月10日 設計第44号）に従うものとする。</p> <p>5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「<u>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）</u>」、「<u>道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）</u>」、「<u>道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利第38号・国道国防第205号）</u>」、「<u>道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利第37号・国道国防第206号）</u>」及び「<u>道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）</u>」に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>6. 発注者が工事中用道路に指定するもの以外の工事中用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7. 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事中用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8. <u>受注者は、設計図書において指定された工事中用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</u></p> <p>9. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
		<p>撤去しなくてはならない。</p> <p>8. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>9. 受注者は、工事の施工に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>10. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、<u>道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認</u>しなければならない。</p> <p>また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>13. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認すると共に、確認を行った資料を整理保管し、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-4 [略]</p>			<p>撤去しなくてはならない。</p> <p>10. 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>11. 受注者は、工事の施工に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>12. 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。 なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>13. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、<u>運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載</u>しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>15. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、道路法第47条の2に基づく許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 また、受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認すると共に、確認を行った資料を整理保管し、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-4 [略]</p>
第1編 共通編	24	<p>1-1-41 諸法令の遵守</p> <p>1. [略]</p> <p>(1) 地方自治法 (令和2年6月改正 法律第62号)</p> <p>(2) ~ (13) [略]</p> <p>(14) 道路法 (令和2年6月改正 法律第49号)</p> <p>(15) ~ (27) [略]</p> <p>(28) 軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(29) ~ (60) [略]</p> <p>(61) 空港法 (令和2年6月改正 法律第61号)</p> <p>(62) ~ (67) [略]</p> <p>(68) 所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)</p> <p>(69) ~ (71) [略]</p> <p>(72) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)</p> <p>(73) ~ (81) [略]</p> <p>(82) 地方税法 (令和2年6月改正 法律第58号)</p> <p>(83) ~ (88) [略]</p> <p>2. ~3. [略]</p>	第1編 共通編	24	<p>1-1-41 諸法令の遵守</p> <p>1. [略]</p> <p>(1) 地方自治法 (令和3年3月改正 法律第11号)</p> <p>(2) ~ (13) [略]</p> <p>(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)</p> <p>(15) ~ (27) [略]</p> <p>(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(29) ~ (60) [略]</p> <p>(61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(62) ~ (67) [略]</p> <p>(68) 所得税法 (令和3年3月改正 法律第11号)</p> <p>(69) ~ (71) [略]</p> <p>(72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)</p> <p>(73) ~ (81) [略]</p> <p>(82) 地方税法 (令和3年3月改正 法律第19号)</p> <p>(83) ~ (88) [略]</p> <p>2. ~3. [略]</p>
	28	<p>1-1-47 特許権等</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和元年6月改正法律第23号）第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>		28	<p>1-1-47 特許権等</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第1編 共通編	28	1-1-48 保険の付保及び事故の補償 1. ～2. [略] 3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。 4. [略]	第1編 共通編	29	1-1-48 保険の付保及び事故の補償 1. ～2. [略] 3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（ <b>電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内</b> ）に、発注者に提出しなければならない。 <b>あわせて、受注者は、当該工事において受注者が購入した退職金共済証紙の受払簿の写し及び掛金充当実績総括表を作成し、工事完成届の提出と同時に発注者に提出しなければならない。</b> 4. [略]
	29	1-1-54 ダンプトラック等による過積載等の防止 受注者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、ダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（ <b>平成24年4月改正 法律第27号</b> ）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。 (6)～(7) [略]		30	1-1-54 ダンプトラック等による過積載等の防止 受注者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、ダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。 (1)～(4) [略] (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）（ <b>令和2年6月改正 法律第42号</b> ）」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の利用を促進すること。 (6)～(7) [略]
	38	第2章 土工 第3節 河川土工・治山土工 2-3-4 盛土補強工 1. ～2. [略] 3. 受注者は、 <b>第1層</b> の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基礎面に排水処理工を行なわなければならない。 4. ～14. [略]		38	第2章 土工 第3節 河川土工・治山土工 2-3-4 盛土補強工 1. ～2. [略] 3. 受注者は、 <b>第一層</b> の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基礎面に排水処理工を行なわなければならない。 4. ～14. [略]
	45	第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1. [略] [略] 土木学会 <b>定着・継手指針</b> (平成19年8月) [略] 2. [略]		45	第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1. [略] [略] 土木学会 <b>鉄筋定着・継手指針</b> (令和2年3月) [略] 2. [略]
	47	第3節 レディーミクストコンクリート 3-3-3 配合 1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティを <b>をもつ</b> 範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。 2. ～6. [略]		47	第3節 レディーミクストコンクリート 3-3-3 配合 1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティを <b>が得られる</b> 範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。 2. ～6. [略]

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第1編 共通編	48	<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間<u>当たり</u>の計量分を質量に換算して、「表3-2計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間<u>当たり</u>の計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ<u>重量</u>で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよい<u>ものとする</u>。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7) [略]</p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ又は連続ミキサを使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会基準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、「JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサ内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。</p> <p>(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。</p> <p>(10)～(11) [略]</p>	第1編 共通編	48	<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間<u>あたり</u>の計量分を質量に換算して、「表3-2計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などにに基づき、規定の時間<u>あたり</u>の計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ<u>質量</u>で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよい。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7) [略]</p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサー又は連続ミキサーを使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会基準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、「JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサー内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。</p> <p>(8) ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。</p> <p>(10)～(11) [略]</p>
	50	<p>第6節 運搬・打設</p> <p>3-6-4 打設</p> <p>1. ～10. [略]</p> <p>11. 受注者は、コンクリートの仕上面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。</p> <p>12. ～13. [略]</p> <p>14. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。</p> <p>15. ～20. [略]</p>		50	<p>第6節 運搬・打設</p> <p>3-6-4 打設</p> <p>1. ～10. [略]</p> <p>11. 受注者は、コンクリートの仕上面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。</p> <p>12. ～13. [略]</p> <p>14. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。</p> <p>15. ～20. [略]</p>
	51	<p>3-6-5 締固め</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。</p>		51	<p>3-6-5 締固め</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第1編 共通編	56	<p><b>第7節 鉄筋工</b> <b>3-7-4 組立</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、<u>スペーサー</u>を設置するものとし、構造物の側面については1㎡当たり2個以上、構造物の底面については1㎡当たり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接する<u>スペーサー</u>についてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. ～5. [略]</p> <p>6. <u>スペーサー</u>の個数については、鉄筋組立完了時に段階確認を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督員の承諾を得て適宜配置することとする。</p>	第1編 共通編	56	<p><b>第7節 鉄筋工</b> <b>3-7-4 組立</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、<u>スペーサ</u>を設置するものとし、構造物の側面については1㎡当たり2個以上、構造物の底面については1㎡当たり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接する<u>スペーサ</u>についてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. ～5. [略]</p> <p>6. <u>スペーサ</u>の個数については、鉄筋組立完了時に段階確認を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督員の承諾を得て適宜配置することとする。</p>
	57	<p><b>3-7-5 継手</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に<u>相互</u>にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>4. ～8. [略]</p>		57	<p><b>3-7-5 継手</b></p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に<u>互い</u>にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>4. ～8. [略]</p> <p><u>9. 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「場所打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>(2) 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示したうえで、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>10. 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を工事監理連絡会等を利用し、設計者に確認したうえで適用すること。</u></p>
	59	<p><b>第10節 寒中コンクリート</b> <b>3-10-2 施工</b></p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料を<u>ミキサー</u>に投入する順序を設定しなければならない。</p> <p>5. ～6. [略]</p>		60	<p><b>第10節 寒中コンクリート</b> <b>3-10-2 施工</b></p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料を<u>ミキサー</u>に投入する順序を設定しなければならない。</p> <p>5. ～6. [略]</p>
60	<p><b>3-10-3 養生</b></p> <p>1. ～4. [略]</p> <p>5. 受注者は、<u>養生中のコンクリートの温度</u>を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。なお、表3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-4に示す期間も満足する必要がある。</p>	60	<p><b>3-10-3 養生</b></p> <p>1. ～4. [略]</p> <p>5. 受注者は、<u>養生温度</u>を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。なお、表3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表3-4に示す期間も満足する必要がある。</p>		

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）																																																				
		<p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日			<p style="text-align: center;">表3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																							
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																					
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																					
	10℃	7日	4日	9日																																																					
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																					
	10℃	3日	2日	4日																																																					
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																							
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																					
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																					
	10℃	7日	4日	9日																																																					
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																					
	10℃	3日	2日	4日																																																					
第1編 共通編	62	<p><b>第13節 水中不分離性コンクリート</b>  <b>3-13-3 コンクリートの製造</b>            1. ～3. [略]            4. 練混ぜ            (1) [略]            (2) 受注者は、強制練りバッチ <u>ミキサ</u> を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。            (3)～(4) [略]            (5) 受注者は、練混ぜ開始に当たって、あらかじめ <u>ミキサ</u> にモルタルを付着させなければならない。            5. <u>ミキサ</u>、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理            (1) 受注者は、<u>ミキサ</u> 及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。            (2) [略]</p>	第1編 共通編	63	<p><b>第13節 水中不分離性コンクリート</b>  <b>3-13-3 コンクリートの製造</b>            1. ～3. [略]            4. 練混ぜ            (1) [略]            (2) 受注者は、強制練りバッチ <u>ミキサー</u> を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。            (3)～(4) [略]            (5) 受注者は、練混ぜ開始に当たって、あらかじめ <u>ミキサー</u> にモルタルを付着させなければならない。            5. <u>ミキサー</u>、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理            (1) 受注者は、<u>ミキサー</u> 及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。            (2) [略]</p>																																																				
	64	<p><b>第14節 プレパックドコンクリート</b>  <b>3-14-2 施工機器</b>            1. 施工機器            (1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタル <u>ミキサ</u> を使用しなければならない。            (2)～(3) [略]            2. ～3. [略]</p>		65	<p><b>第14節 プレパックドコンクリート</b>  <b>3-14-2 施工機器</b>            1. 施工機器            (1) 受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタル <u>ミキサー</u> を使用しなければならない。            (2)～(3) [略]            2. ～3. [略]</p>																																																				
	65	<p><b>3-14-3 施工</b>            1. ～4. [略]            5. 練混ぜ            (1) 受注者は、練混ぜをモルタル <u>ミキサ</u> で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。            (2) [略]            (3) 受注者は、モルタル <u>ミキサ</u> 1バッチの練混ぜを、<u>ミキサ</u> の定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。            6. ～9. [略]</p>		65	<p><b>3-14-3 施工</b>            1. ～4. [略]            5. 練混ぜ            (1) 受注者は、練混ぜをモルタル <u>ミキサー</u> で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。            (2) [略]            (3) 受注者は、モルタル <u>ミキサー</u> 1バッチの練混ぜを、<u>ミキサー</u> の定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。            6. ～9. [略]</p>																																																				
		<p><u>(なし)</u></p>		67	<p><b>第17節 既設RC構造物への削孔</b>  <u>1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、削孔しようとする構造物について、形状や鉄筋の配置、添加物等の状況を把握するものとする。</u>  <u>(1) 受注者は、既設構造物の鉄筋位置の確認方法については、事前に監督員と協議するものとする。</u>  <u>(2) 事前調査により削孔が鉄筋に当たる予測がされた場合、対処法を検討のうえ監督員と協議するものとする。</u>  <u>(3) 削孔時にドリルまたは、コアボーリングビットが鉄筋に当たった場合は、ただちに施工を中断し監督員に報告し、対処法を検討のうえ、監督員と協議するものとする。</u>  <u>(4) 削孔にコアボーリングビットを使用した場合は、検査確認時までコアを保存するものとする。</u>  <u>(5) 非破壊試験による測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法につ</u></p>																																																				

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
					<p><u>いて十分な知識を有する者とする。</u>  <u>なお、資格等（講習会の受講等も含む）を有する必要がある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。</u></p>
第3編 土木工事 共通編	1	第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 [略] [略] 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) [略] 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月) [略] 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) [略] 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月) [略]	第3編 土木工事 共通編	1	第3編 土木工事共通編 第1章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 [略] [略] 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) [略] 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) [略] 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) [略] 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) [略]
	5	第3節 共通の工種 1-3-4 矢板工 1. ～13. [略] 14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。 15. ～19. [略]		5	第3節 共通の工種 1-3-4 矢板工 1. ～13. [略] 14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。 15. ～19. [略]
	6	1-3-6 小型標識工 1. 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 2. 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 3. 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的方法により研磨（サンディング処理）し、ラッカーシンナー又は表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。 4. ～11. [略] 12. 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、 <u>リン酸塩被膜法</u> などによる錆止めを施さなければならない。 13. ～19. [略]		6	1-3-6 小型標識工 1. 受注者は、認識上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。 2. 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。 3. 受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械的方法により研磨（サンディング処理）し、ラッカーシンナー又は表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを <u>貼り付ける</u> のに最適な表面状態を保たなければならない。 4. ～11. [略] 12. 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、 <u>リン酸塩被膜法</u> などによる錆止めを施さなければならない。 13. ～19. [略]
	19	1-3-23 現場塗装工 1. ～17. [略] 18. 検査 (1)～(2) [略] (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（1点 <u>当たり</u> 5点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 (4)～(7) [略] 19. [略]		19	1-3-23 現場塗装工 1. ～17. [略] 18. 検査 (1)～(2) [略] (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（1点 <u>あたり</u> 5点測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 (4)～(7) [略] 19. [略]
26	第4節 基礎工 1-4-4 既製杭工 1. ～20. [略] 21. [略]		26	第4節 基礎工 1-4-4 既製杭工 1. ～20. [略] 21. [略]	

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
		<p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼坑の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で<u>なければならぬ。</u></p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>22. ～24. [略]</p> <p>25. [略]</p> <p>(1) 受注者は、設計図書に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19.1」の表3. 3. 1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 なお、施工に<u>当たって</u>は、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、速やかにセメントミルク（W/C=60～70%）を噴出（低圧の場合：1N/mm<sup>2</sup>以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm<sup>2</sup>以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。</p> <p>(2)～(7) [略]</p>			<p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼坑の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、<u>かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。</u></p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>22. ～24. [略]</p> <p>25. [略]</p> <p>(1) 受注者は、設計図書に中掘工法〔グラウト注入による打止め〕と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会 <u>令和2年9月</u>」の表3. 3. 1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 なお、施工に<u>あたって</u>は、オーガ先端が設計図書に示された深さに達した時点で、速やかにセメントミルク（W/C=60～70%）を噴出（低圧の場合：1N/mm<sup>2</sup>以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm<sup>2</sup>以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。</p> <p>(2)～(7) [略]</p>
第3編 土木工事 共通編	35	<p><b>1-4-9 鋼管矢板基礎工</b></p> <p>1. ～10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で<u>なければならぬ。</u></p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>12. ～25. [略]</p>	第3編 土木工事 共通編	34	<p><b>1-4-9 鋼管矢板基礎工</b></p> <p>1. ～10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、<u>かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。</u></p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>12. ～25. [略]</p>
	49	<p><b>第6節 一般舗装工</b></p> <p><b>1-6-7 アスファルト舗装工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、粒状路盤の施工に当たっては、材料の分離に注意しながら、<u>1層</u>の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の<u>1層</u>の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、<u>1層</u>の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(13)～(14) [略]</p> <p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を<u>2層</u>以上に施工する場合の縦継目の位置を<u>1層</u>仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p> <p>(16)～(18) [略]</p> <p>4. [略]</p>		48	<p><b>第6節 一般舗装工</b></p> <p><b>1-6-7 アスファルト舗装工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、粒状路盤の施工に当たっては、材料の分離に注意しながら、<u>1層</u>の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の<u>1層</u>の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、<u>1層</u>の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(13)～(14) [略]</p> <p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を<u>2層</u>以上に施工する場合の縦継目の位置を<u>1層</u>仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p> <p>(16)～(18) [略]</p> <p>4. [略]</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
		<p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、<u>ミキサ</u>での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。</p> <p>(10) 受注者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p>(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、<u>1層</u>の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p> <p>(18)～(25) [略]</p> <p>5. ～6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、路盤の仕上り厚が<u>2層</u>以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>			<p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、<u>ミキサー</u>での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。</p> <p>(10) 受注者は、加熱アスファルト混合物の排出時（<u>出荷時</u>）の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。</p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p>(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、<u>一層</u>の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p> <p>(18)～(25) [略]</p> <p>5. ～6. [略]</p> <p>7. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 受注者は、路盤の仕上り厚が<u>二層</u>以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
第3編 土木工事 共通編	58	<p><b>1-6-11 グースアスファルト舗装工</b></p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m<sup>2</sup>の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m<sup>2</sup>の割合で<u>1層</u>を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に<u>1層</u>目の上に同じ要領によって<u>2層</u>目を塗布するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、<u>2層</u>目の施工後12時間以上養生しなければならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>7. ～8. [略]</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の<u>重量</u>などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>ミキサ</u>排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。</p> <p>12. ～13. [略]</p>	第3編 土木工事 共通編	57	<p><b>1-6-11 グースアスファルト舗装工</b></p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m<sup>2</sup>の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m<sup>2</sup>の割合で<u>一層</u>を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に<u>一層</u>目の上に同じ要領によって<u>二層</u>目を塗布するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、<u>二層</u>目の施工後12時間以上養生しなければならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>7. ～8. [略]</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の<u>質量</u>などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>10. [略]</p> <p>11. [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>ミキサー</u>排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。</p> <p>12. ～13. [略]</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第3編 土木工事 共通編	62	<p><b>1-6-12 コンクリート舗装工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>(1) 受注者は、粒状路盤の施工に当たっては、材料の分離に注意し、<b>1層</b>の仕上がり厚さは20cm以下を標準として均一に敷鳴らさなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の<b>1層</b>の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、<b>1層</b>の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(13)～(14) [略]</p> <p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を<b>2層</b>以上に施工する場合の縦継目の位置を<b>1層</b>仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p> <p>(16)～(18) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、<b>ミキサ</b>での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。</p> <p>(10)～(16) [略]</p> <p>(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、<b>1層</b>の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の<b>上</b>、混合物の温度を決定するものとする。</p> <p>(18)～(26) [略]</p> <p>5. ～7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強度練り<b>ミキサ</b>又は可般式<b>ミキサ</b>を使用しなければならない。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、<b>ミキサ</b>内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>9. ～12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工に当たって練りませ用<b>ミキサ</b>として、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかの<b>ミキサ</b>を使用しなければならない。</p> <p>(8)～(16) [略]</p> <p>14. ～15. [略]</p>	第3編 土木工事 共通編	61	<p><b>1-6-12 コンクリート舗装工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>(1) 受注者は、粒状路盤の施工に当たっては、材料の分離に注意し、<b>一層</b>の仕上がり厚さは20cm以下を標準として均一に敷鳴らさなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の<b>一層</b>の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、<b>一層</b>の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。</p> <p>(13)～(14) [略]</p> <p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を<b>二層</b>以上に施工する場合の縦継目の位置を<b>一層</b>仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p> <p>(16)～(18) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、<b>ミキサー</b>での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。</p> <p>(10)～(16) [略]</p> <p>(17) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、<b>一層</b>の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の<b>うえ</b>、混合物の温度を決定するものとする。</p> <p>(18)～(26) [略]</p> <p>5. ～7. [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>(1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強度練り<b>ミキサー</b>又は可般式<b>ミキサー</b>を使用しなければならない。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、<b>ミキサー</b>内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。</p> <p>(5)～(6) [略]</p> <p>9. ～12. [略]</p> <p>13. [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工に当たって練りませ用<b>ミキサー</b>として、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかの<b>ミキサー</b>を使用しなければならない。</p> <p>(8)～(16) [略]</p> <p>14. ～15. [略]</p>
	75	<p><b>第9節 構造物撤去工</b></p> <p><b>1-9-3 構造物取壊し工</b></p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、根固めブロック撤去を行うに当たり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、<b>ゴミ</b>を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p> <p>7. ～11. [略]</p>		74	<p><b>第9節 構造物撤去工</b></p> <p><b>1-9-3 構造物取壊し工</b></p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、根固めブロック撤去を行うに当たり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、<b>ごみ</b>を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p> <p>7. ～11. [略]</p>

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第3編 土木工事 共通編	77	1-9-9 かが撤去工 1. 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去に当たっては、 <u>ゴミ</u> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。 2. [略]	第3編 土木工事 共通編	76	1-9-9 かが撤去工 1. 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去に当たっては、 <u>ごみ</u> を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。 2. [略]
	83	第10節 仮設工 1-10-14 コンクリート製造設備工 1. [略] 2. 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチ <u>ミキサ</u> を用いなければならない。 3. [略]		82	第10節 仮設工 1-10-14 コンクリート製造設備工 1. [略] 2. 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチ <u>ミキサー</u> を用いなければならない。 3. [略]
	84	1-10-15 トンネル仮設備工 1. ～9. [略] 10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは <u>3mg/m<sup>3</sup></u> 以下とし、掘削断面積が小さいため、 <u>3mg/m<sup>3</sup></u> を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 <u>3mg/m<sup>3</sup></u> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。 11. ～20. [略]		82	1-10-15 トンネル仮設備工 1. ～9. [略] 10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは <u>2 mg/m<sup>3</sup></u> 以下とし、掘削断面積が小さいため、 <u>2 mg/m<sup>3</sup></u> を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 <u>2 mg/m<sup>3</sup></u> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。 粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。 11. ～20. [略]
	87	第12節 工場製作工（共通） 1-12-2 材料 1. ～6. [略] 7. [略] (1)～(4) [略] (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。		85	第12節 工場製作工（共通） 1-12-2 材料 1. ～6. [略] 7. [略] (1)～(4) [略] (5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 <u>工期延長等やむを得ない理由によって使用期間がジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。</u>
	107	第14節 法面工（共通） 1-14-3 吹付工 1. ～8. [略] 9. 受注者は、吹付けを <u>2層</u> 以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 10. ～13. [略]		106	第14節 法面工（共通） 1-14-3 吹付工 1. ～8. [略] 9. 受注者は、吹付けを <u>二層</u> 以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 10. ～13. [略]
109	1-14-4 法砕工 1. ～17. [略] 18. 受注者は、吹付けを <u>2層</u> 以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 19. ～ 20. [略]	108	1-14-4 法砕工 1. ～17. [略] 18. 受注者は、吹付けを <u>二層</u> 以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 19. ～ 20. [略]		
111	1-14-5 法面施肥工 1. ～2. [略] 3. 受注者は、施肥の施工に支障となる <u>ゴミ</u> 等を撤去した後、施工しなければならない。	110	1-14-5 法面施肥工 1. ～2. [略] 3. 受注者は、施肥の施工に支障となる <u>ごみ</u> 等を撤去した後、施工しなければならない。		

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第3編 土木工事 共通編	112	<b>第15節 擁壁工（共通）</b> <b>1-15-3 補強土壁工</b> 1. ～2. [略] 3. 受注者は、 <b>第1層</b> の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。 4. ～9. [略] 10. 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、 <b>2段</b> までとしなければならない。 11. ～15. [略]	第3編 土木工事 共通編	111	<b>第15節 擁壁工（共通）</b> <b>1-15-3 補強土壁工</b> 1. ～2. [略] 3. 受注者は、 <b>第一層</b> の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。 4. ～9. [略] 10. 受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、 <b>二段</b> までとしなければならない。 11. ～15. [略]
	114	<b>第16節 床版工</b> <b>1-16-2 床版工</b> 1. [略] (1)～(3) [略] (4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、1m <sup>2</sup> あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (5) [略] (6) 受注者は、コンクリート打込み作業に <b>当たり</b> 、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。 ①～③ [略] (7) 受注者は、コンクリート打込み作業に <b>当たり</b> 、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。 (8) 受注者は、コンクリート打込み作業に <b>当たり</b> 、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。 (9)～(12) [略] 2. [略]		113	<b>第16節 床版工</b> <b>1-16-2 床版工</b> 1. [略] (1)～(3) [略] (4) 受注者は、スペーサについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスペーサを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサは、1m <sup>2</sup> あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (5) [略] (6) 受注者は、コンクリート打込み作業に <b>あたり</b> 、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。 ①～③ [略] (7) 受注者は、コンクリート打込み作業に <b>あたり</b> 、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。 (8) 受注者は、コンクリート打込み作業に <b>あたり</b> 、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。 (9)～(12) [略] 2. [略]
	117	<b>第20節 用地境界杭工</b> <b>1-20-2 境界工</b> 1. ～3. [略] 4. 受注者は、境界杭の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、 <b>杭の中心点を用地境界線上に一致させ</b> 、文字「 <b>県</b> 」が内側（官地側）になるようにしなければならない。 5. ～11. [略]		116	<b>第20節 用地境界杭工</b> <b>1-20-2 境界工</b> 1. ～3. [略] 4. 受注者は、境界杭の設置に当たっては、設計図書に示す場合を除き、 <b>杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ</b> 、文字「 <b>静岡県</b> 」が内側（官地側）になるようにしなければならない。 5. ～11. [略]
第5編 治山編	20	<b>第5編 治山編</b> <b>第4章 森林整備</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> [略] 日本治山治水協会 治山技術基準解説（保安林整備編）（平成12年7月） 林業・木材製造業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止規程（平成29年7月） <b>厚生労働省 かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン（平成14年3月）</b>	第5編 治山編	20	<b>第5編 治山編</b> <b>第4章 森林整備</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> [略] 日本治山治水協会 治山技術基準解説（保安林整備編）（平成12年7月） 林業・木材製造業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止規程（平成29年7月）
第6編 河川編	16	<b>第6編 河川編</b> <b>第2章 樋門・樋管</b> <b>第6節 付属物設置工</b> <b>2-6-5 銘板工</b> [略] 1. 銘板及び表示板の材質は、 <b>黄銅合金</b> （JIS H 2202）とする。 2. ～3. [略]	第6編 河川編	16	<b>第6編 河川編</b> <b>第2章 樋門・樋管</b> <b>第6節 付属物設置工</b> <b>2-6-5 銘板工</b> [略] 1. 銘板及び表示板の材質は、 <b>鋳物用黄銅合金地金</b> （JIS H 2202）とする。 2. ～3. [略]



編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第8編 道路編	21	<p>第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 [略]</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p> <p>[略]</p>	第8編 道路編	21	<p>第3章 橋梁下部 第2節 適用すべき諸基準 [略]</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>[略]</p>
	25	<p>第6節 鋼製橋脚工 3-6-9 橋脚フーチング工</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>5. ～7. [略]</p>		25	<p>第6節 鋼製橋脚工 3-6-9 橋脚フーチング工</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>5. ～7. [略]</p>
	26	<p>3-6-11現場継手工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、平成27年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. [略]</p>		26	<p>3-6-11現場継手工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工」（日本道路協会、平成29年11月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」（日本道路協会、令和2年9月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. [略]</p>
	29	<p>第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準 [略]</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年 3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年 8月)</p> <p>[略]</p>		29	<p>第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準 [略]</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>[略]</p>
	29	<p>第3節 工場製作工 4-3-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合又は設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の<b>全部又は一部</b>を省略することができる。</p> <p>3. ～5. [略]</p>		29	<p>第3節 工場製作工 4-3-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合又は設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の<b>全部又は一部の記載</b>を省略することができる。</p> <p>3. ～5. [略]</p>
35	<p>第5章 コンクリート橋上部 第2節 適用すべき諸基準 [略]</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成 6年 2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年 1月)</p> <p>[略]</p>	35	<p>第5章 コンクリート橋上部 第2節 適用すべき諸基準 [略]</p> <p>[略]</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>[略]</p>		

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
第9編 公園編	1	第9編 公園編 第1章 基盤整備 第2節 適用すべき諸基準 [略] 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月) [略]	第9編 公園編	1	第9編 公園編 第1章 基盤整備 第2節 適用すべき諸基準 [略] 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) [略]
	15	第2章 植栽 第2節 適用すべき諸基準 [略] 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月) [略]		15	第2章 植栽 第2節 適用すべき諸基準 [略] 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) [略]
	17	2-3-2 材料 1. ~7. [略] 8. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法 (昭和23年、法律第82号) に基づくものでなければならない。 (2)~(3) [略] 9. ~12. [略]		17	2-3-2 材料 1. ~7. [略] 8. 薬剤は、病虫害・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。 (1) 薬剤は、農薬取締法 (令和元年、法律第62号) に基づくものでなければならない。 (2)~(3) [略] 9. ~12. [略]
	29	第3章 施設整備 第2節 適用すべき諸基準 [略] [略] 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成24年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (平成28年6月) [略] 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) [略]		29	第3章 施設整備 第2節 適用すべき諸基準 [略] [略] 国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】 (平成25年3月) 日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月) [略] 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) [略]

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
---	---	------------	---	---	-------------

提出書類	1	<p style="text-align: center;"><b>共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類等一覧表</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">NO.</th> <th style="width:25%;">提出書類名</th> <th style="width:20%;">農林土木工事共通仕様書</th> <th style="width:50%;">建設工事請負契約約款</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>(請負代金内訳書)</td> <td>1-1-4 請負代金内訳書</td> <td rowspan="3">第3条 (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工程表</td> <td rowspan="2">1-1-5 工程表及び工事工程月報の提出</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工事工程月報 ※</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主任技術者等通知書</td> <td></td> <td>第10条 (現場代理人及び主任技術者等)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>指示・承諾・協議・提出・報告書 ※</td> <td></td> <td>第1条 (総則)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>施工計画書</td> <td>1-1-6 施工計画書</td> <td>第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>施工体制台帳</td> <td></td> <td rowspan="4">第7条 (下請負人の通知)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>再下請負通知書</td> <td>1-1-13 施工体制台帳</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>施工体系図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>補助技術者通知書</td> <td>1-1-15 調査・試験に対する協力</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>工期延長請求書</td> <td>1-1-18 工期変更</td> <td rowspan="2">第21条 (乙の請求による工期の延長の請求)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>変更工程表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>支給材料受領書 ※</td> <td rowspan="5">1-1-19 支給材料及び貸与品</td> <td rowspan="5">第15条 (支給材料及び貸与品)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>支給材料受払簿</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>支給品精算書 ※</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>貸与品借用書</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>貸与品返納品</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>現場発生品届 ※</td> <td>1-1-20 工事現場発生品</td> <td>第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>再生資源利用計画書 (実施書)</td> <td rowspan="4">1-1-21 建設副産物</td> <td rowspan="4">第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>再生資源利用促進計画書 (実施書)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>搬入・搬出調書</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>(品質証明実施基準 (案) による) ※</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>(「レディーミクストコンクリート取扱基準」)</td> <td rowspan="7">第2編第1章第2節 工事材料の品質</td> <td rowspan="7">第13条 (工事材料の品質及び検査等)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>(「セメントコンクリート製品取扱基準」)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>(「盛土材料取扱基準」)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>使用材料品質証明書</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>材料検査簿</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>段階確認・立会願 ※</td> <td>1-1-22 監督員による検査 (確認を含む) 及び立会等</td> <td>第14条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>(土地改良工事数量算出要領 (案) 及び森林整備保全事業設計積算要領による)</td> <td>1-1-23 数量の算出 1-1-26 工事完成図</td> <td>第18条 (条件変更等)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>完成届出書</td> <td>1-1-27 完成検査</td> <td rowspan="2">第31条 (検査及び引渡し)</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>修補完了届出書</td> <td>1-1-27 完成検査</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>出来形確認請求書</td> <td>1-1-28 出来形検査等</td> <td>第37条 (部分払)</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>(「農林土木工事施工管理基準」による)</td> <td>1-1-30 施工管理</td> <td rowspan="7">第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>工事記録簿 (提示)</td> <td>1-1-31 履行報告</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>安全・訓練等の実施記録</td> <td>1-1-33 工事中の安全確保</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>工事事故等発生報告書</td> <td>1-1-36 事故報告書</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>休日・夜間作業届 ※</td> <td>1-1-43 施工時期及び施工時間の変更</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td> <td>1-1-46 不可抗力による損害</td> <td>第29条 (不可抗力による損害)</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>(掛金収納書)</td> <td>1-1-48 保険の付保及び事故の補償</td> <td>第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>県産材利用報告書</td> <td>1-1-55 県産材の使用</td> <td>第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td> <td>1-1-58 総合評価落札方式</td> <td>第52条 (補則)</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>VE提案書</td> <td>1-1-59 契約後VE提案</td> <td>第1条 (総則)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 情報共有システム利用においては国土交通省様式の準用を可とする</p>	NO.	提出書類名	農林土木工事共通仕様書	建設工事請負契約約款	(1)	(請負代金内訳書)	1-1-4 請負代金内訳書	第3条 (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)	2	工程表	1-1-5 工程表及び工事工程月報の提出	3	工事工程月報 ※	4	主任技術者等通知書		第10条 (現場代理人及び主任技術者等)	5	指示・承諾・協議・提出・報告書 ※		第1条 (総則)	6	施工計画書	1-1-6 施工計画書	第11条 (履行報告)	7	施工体制台帳		第7条 (下請負人の通知)	8	再下請負通知書	1-1-13 施工体制台帳	9	施工体系図		10	補助技術者通知書	1-1-15 調査・試験に対する協力	11	工期延長請求書	1-1-18 工期変更	第21条 (乙の請求による工期の延長の請求)	12	変更工程表		13	支給材料受領書 ※	1-1-19 支給材料及び貸与品	第15条 (支給材料及び貸与品)	14	支給材料受払簿	15	支給品精算書 ※	16	貸与品借用書	17	貸与品返納品	18	現場発生品届 ※	1-1-20 工事現場発生品	第11条 (履行報告)	19	再生資源利用計画書 (実施書)	1-1-21 建設副産物	第11条 (履行報告)	20	再生資源利用促進計画書 (実施書)	21	搬入・搬出調書	22	(品質証明実施基準 (案) による) ※	23	(「レディーミクストコンクリート取扱基準」)	第2編第1章第2節 工事材料の品質	第13条 (工事材料の品質及び検査等)	24	(「セメントコンクリート製品取扱基準」)	25	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)	26	(「盛土材料取扱基準」)	27	使用材料品質証明書	28	材料検査簿	29	段階確認・立会願 ※	1-1-22 監督員による検査 (確認を含む) 及び立会等	第14条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)	30	(土地改良工事数量算出要領 (案) 及び森林整備保全事業設計積算要領による)	1-1-23 数量の算出 1-1-26 工事完成図	第18条 (条件変更等)	31	完成届出書	1-1-27 完成検査	第31条 (検査及び引渡し)	32	修補完了届出書	1-1-27 完成検査	33	出来形確認請求書	1-1-28 出来形検査等	第37条 (部分払)	34	(「農林土木工事施工管理基準」による)	1-1-30 施工管理	第11条 (履行報告)	35	工事記録簿 (提示)	1-1-31 履行報告	36	安全・訓練等の実施記録	1-1-33 工事中の安全確保	37	工事事故等発生報告書	1-1-36 事故報告書	38	休日・夜間作業届 ※	1-1-43 施工時期及び施工時間の変更	39	天災その他不可抗力による損害負担請求書	1-1-46 不可抗力による損害	第29条 (不可抗力による損害)	40	(掛金収納書)	1-1-48 保険の付保及び事故の補償	第11条 (履行報告)	41	県産材利用報告書	1-1-55 県産材の使用	第11条 (履行報告)	42	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	1-1-58 総合評価落札方式	第52条 (補則)	43	VE提案書	1-1-59 契約後VE提案	第1条 (総則)	提出書類	1	<p style="text-align: center;"><b>共通仕様書「共通編」に基づく主な提出書類等一覧表</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">NO.</th> <th style="width:25%;">提出書類名</th> <th style="width:20%;">農林土木工事共通仕様書</th> <th style="width:50%;">建設工事請負契約約款</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>(請負代金内訳書)</td> <td>1-1-4 請負代金内訳書</td> <td rowspan="3">第3条 (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>工程表</td> <td rowspan="2">1-1-5 工程表及び工事工程月報の提出</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工事工程月報 ※</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主任技術者等通知書</td> <td></td> <td>第10条 (現場代理人及び主任技術者等)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>指示・承諾・協議・提出・報告書 ※</td> <td></td> <td>第1条 (総則)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>施工計画書</td> <td>1-1-6 施工計画書</td> <td>第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>施工体制台帳</td> <td></td> <td rowspan="4">第7条 (下請負人の通知)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>再下請負通知書</td> <td>1-1-13 施工体制台帳</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>施工体系図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>作業員名簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>補助技術者通知書</td> <td>1-1-15 調査・試験に対する協力</td> <td rowspan="2">第21条 (乙の請求による工期の延長の請求)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>工期延長請求書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>変更工程表</td> <td>1-1-18 工期変更</td> <td rowspan="5">第15条 (支給材料及び貸与品)</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>支給材料受領書 ※</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>支給材料受払簿</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>支給品精算書 ※</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>貸与品借用書</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>貸与品返納品</td> <td>1-1-19 支給材料及び貸与品</td> <td rowspan="2">第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>現場発生品届 ※</td> <td>1-1-20 工事現場発生品</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>再生資源利用計画書 (実施書)</td> <td rowspan="4">1-1-21 建設副産物</td> <td rowspan="4">第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>再生資源利用促進計画書 (実施書)</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>搬入・搬出調書</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>(品質証明実施基準 (案) による) ※</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>(「レディーミクストコンクリート取扱基準」)</td> <td rowspan="7">第2編第1章第2節 工事材料の品質</td> <td rowspan="7">第13条 (工事材料の品質及び検査等)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>(「セメントコンクリート製品取扱基準」)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>(「盛土材料取扱基準」)</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>使用材料品質証明書</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>材料検査簿</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>段階確認・立会願 ※</td> <td>1-1-22 監督員による検査 (確認を含む) 及び立会等</td> <td>第14条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>(土地改良工事数量算出要領 (案) 及び森林整備保全事業設計積算要領による)</td> <td>1-1-23 数量の算出 1-1-26 工事完成図</td> <td>第18条 (条件変更等)</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>完成届出書</td> <td>1-1-27 完成検査</td> <td rowspan="2">第31条 (検査及び引渡し)</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>修補完了届出書</td> <td>1-1-27 完成検査</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>出来形確認請求書</td> <td>1-1-28 出来形検査等</td> <td>第37条 (部分払)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>(「農林土木工事施工管理基準」による)</td> <td>1-1-30 施工管理</td> <td rowspan="7">第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>工事記録簿 (提示)</td> <td>1-1-31 履行報告</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>安全・訓練等の実施記録</td> <td>1-1-33 工事中の安全確保</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>工事事故等発生報告書</td> <td>1-1-36 事故報告書</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>休日・夜間作業届 ※</td> <td>1-1-43 施工時期及び施工時間の変更</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>天災その他不可抗力による損害負担請求書</td> <td>1-1-46 不可抗力による損害</td> <td>第29条 (不可抗力による損害)</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>(掛金収納書)</td> <td>1-1-48 保険の付保及び事故の補償</td> <td>第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>42</td> <td>県産材利用報告書</td> <td>1-1-55 県産材の使用</td> <td>第11条 (履行報告)</td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート</td> <td>1-1-58 総合評価落札方式</td> <td>第52条 (補則)</td> </tr> <tr> <td>44</td> <td>VE提案書</td> <td>1-1-59 契約後VE提案</td> <td>第1条 (総則)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 情報共有システム利用においては国土交通省様式の準用を可とする</p>	NO.	提出書類名	農林土木工事共通仕様書	建設工事請負契約約款	(1)	(請負代金内訳書)	1-1-4 請負代金内訳書	第3条 (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)	2	工程表	1-1-5 工程表及び工事工程月報の提出	3	工事工程月報 ※	4	主任技術者等通知書		第10条 (現場代理人及び主任技術者等)	5	指示・承諾・協議・提出・報告書 ※		第1条 (総則)	6	施工計画書	1-1-6 施工計画書	第11条 (履行報告)	7	施工体制台帳		第7条 (下請負人の通知)	8	再下請負通知書	1-1-13 施工体制台帳	9	施工体系図		10	作業員名簿		11	補助技術者通知書	1-1-15 調査・試験に対する協力	第21条 (乙の請求による工期の延長の請求)	12	工期延長請求書		13	変更工程表	1-1-18 工期変更	第15条 (支給材料及び貸与品)	14	支給材料受領書 ※	15	支給材料受払簿	16	支給品精算書 ※	17	貸与品借用書	18	貸与品返納品	1-1-19 支給材料及び貸与品	第11条 (履行報告)	19	現場発生品届 ※	1-1-20 工事現場発生品	20	再生資源利用計画書 (実施書)	1-1-21 建設副産物	第11条 (履行報告)	21	再生資源利用促進計画書 (実施書)	22	搬入・搬出調書	23	(品質証明実施基準 (案) による) ※	24	(「レディーミクストコンクリート取扱基準」)	第2編第1章第2節 工事材料の品質	第13条 (工事材料の品質及び検査等)	25	(「セメントコンクリート製品取扱基準」)	26	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)	27	(「盛土材料取扱基準」)	28	使用材料品質証明書	29	材料検査簿	30	段階確認・立会願 ※	1-1-22 監督員による検査 (確認を含む) 及び立会等	第14条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)	31	(土地改良工事数量算出要領 (案) 及び森林整備保全事業設計積算要領による)	1-1-23 数量の算出 1-1-26 工事完成図	第18条 (条件変更等)	32	完成届出書	1-1-27 完成検査	第31条 (検査及び引渡し)	33	修補完了届出書	1-1-27 完成検査	34	出来形確認請求書	1-1-28 出来形検査等	第37条 (部分払)	35	(「農林土木工事施工管理基準」による)	1-1-30 施工管理	第11条 (履行報告)	36	工事記録簿 (提示)	1-1-31 履行報告	37	安全・訓練等の実施記録	1-1-33 工事中の安全確保	38	工事事故等発生報告書	1-1-36 事故報告書	39	休日・夜間作業届 ※	1-1-43 施工時期及び施工時間の変更	40	天災その他不可抗力による損害負担請求書	1-1-46 不可抗力による損害	第29条 (不可抗力による損害)	41	(掛金収納書)	1-1-48 保険の付保及び事故の補償	第11条 (履行報告)	42	県産材利用報告書	1-1-55 県産材の使用	第11条 (履行報告)	43	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	1-1-58 総合評価落札方式	第52条 (補則)	44	VE提案書	1-1-59 契約後VE提案	第1条 (総則)
NO.	提出書類名	農林土木工事共通仕様書	建設工事請負契約約款																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(1)	(請負代金内訳書)	1-1-4 請負代金内訳書	第3条 (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	工程表	1-1-5 工程表及び工事工程月報の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3	工事工程月報 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	主任技術者等通知書		第10条 (現場代理人及び主任技術者等)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	指示・承諾・協議・提出・報告書 ※		第1条 (総則)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	施工計画書	1-1-6 施工計画書	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	施工体制台帳		第7条 (下請負人の通知)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	再下請負通知書	1-1-13 施工体制台帳																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9	施工体系図																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	補助技術者通知書	1-1-15 調査・試験に対する協力																																																																																																																																																																																																																																																																																														
11	工期延長請求書	1-1-18 工期変更	第21条 (乙の請求による工期の延長の請求)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12	変更工程表																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	支給材料受領書 ※	1-1-19 支給材料及び貸与品	第15条 (支給材料及び貸与品)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
14	支給材料受払簿																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	支給品精算書 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	貸与品借用書																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	貸与品返納品																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	現場発生品届 ※	1-1-20 工事現場発生品	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19	再生資源利用計画書 (実施書)	1-1-21 建設副産物	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
20	再生資源利用促進計画書 (実施書)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
21	搬入・搬出調書																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	(品質証明実施基準 (案) による) ※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	(「レディーミクストコンクリート取扱基準」)	第2編第1章第2節 工事材料の品質	第13条 (工事材料の品質及び検査等)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
24	(「セメントコンクリート製品取扱基準」)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	(「盛土材料取扱基準」)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	使用材料品質証明書																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	材料検査簿																																																																																																																																																																																																																																																																																															
29	段階確認・立会願 ※			1-1-22 監督員による検査 (確認を含む) 及び立会等	第14条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
30	(土地改良工事数量算出要領 (案) 及び森林整備保全事業設計積算要領による)	1-1-23 数量の算出 1-1-26 工事完成図	第18条 (条件変更等)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
31	完成届出書	1-1-27 完成検査	第31条 (検査及び引渡し)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
32	修補完了届出書	1-1-27 完成検査																																																																																																																																																																																																																																																																																														
33	出来形確認請求書	1-1-28 出来形検査等	第37条 (部分払)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
34	(「農林土木工事施工管理基準」による)	1-1-30 施工管理	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
35	工事記録簿 (提示)	1-1-31 履行報告																																																																																																																																																																																																																																																																																														
36	安全・訓練等の実施記録	1-1-33 工事中の安全確保																																																																																																																																																																																																																																																																																														
37	工事事故等発生報告書	1-1-36 事故報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																														
38	休日・夜間作業届 ※	1-1-43 施工時期及び施工時間の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																														
39	天災その他不可抗力による損害負担請求書	1-1-46 不可抗力による損害		第29条 (不可抗力による損害)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
40	(掛金収納書)	1-1-48 保険の付保及び事故の補償		第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
41	県産材利用報告書	1-1-55 県産材の使用	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
42	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	1-1-58 総合評価落札方式	第52条 (補則)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
43	VE提案書	1-1-59 契約後VE提案	第1条 (総則)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
NO.	提出書類名	農林土木工事共通仕様書	建設工事請負契約約款																																																																																																																																																																																																																																																																																													
(1)	(請負代金内訳書)	1-1-4 請負代金内訳書	第3条 (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	工程表	1-1-5 工程表及び工事工程月報の提出																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3	工事工程月報 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	主任技術者等通知書		第10条 (現場代理人及び主任技術者等)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	指示・承諾・協議・提出・報告書 ※		第1条 (総則)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	施工計画書	1-1-6 施工計画書	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	施工体制台帳		第7条 (下請負人の通知)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	再下請負通知書	1-1-13 施工体制台帳																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9	施工体系図																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	作業員名簿																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	補助技術者通知書	1-1-15 調査・試験に対する協力	第21条 (乙の請求による工期の延長の請求)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12	工期延長請求書																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	変更工程表	1-1-18 工期変更	第15条 (支給材料及び貸与品)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
14	支給材料受領書 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
15	支給材料受払簿																																																																																																																																																																																																																																																																																															
16	支給品精算書 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
17	貸与品借用書																																																																																																																																																																																																																																																																																															
18	貸与品返納品	1-1-19 支給材料及び貸与品	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19	現場発生品届 ※	1-1-20 工事現場発生品																																																																																																																																																																																																																																																																																														
20	再生資源利用計画書 (実施書)	1-1-21 建設副産物	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
21	再生資源利用促進計画書 (実施書)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
22	搬入・搬出調書																																																																																																																																																																																																																																																																																															
23	(品質証明実施基準 (案) による) ※																																																																																																																																																																																																																																																																																															
24	(「レディーミクストコンクリート取扱基準」)	第2編第1章第2節 工事材料の品質	第13条 (工事材料の品質及び検査等)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
25	(「セメントコンクリート製品取扱基準」)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	(「加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト混合物の材料試験の区分」の取扱いによる)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	(「盛土材料取扱基準」)																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	使用材料品質証明書																																																																																																																																																																																																																																																																																															
29	材料検査簿																																																																																																																																																																																																																																																																																															
30	段階確認・立会願 ※			1-1-22 監督員による検査 (確認を含む) 及び立会等	第14条 (監督員の立会い及び工事記録の整備等)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
31	(土地改良工事数量算出要領 (案) 及び森林整備保全事業設計積算要領による)	1-1-23 数量の算出 1-1-26 工事完成図	第18条 (条件変更等)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
32	完成届出書	1-1-27 完成検査	第31条 (検査及び引渡し)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
33	修補完了届出書	1-1-27 完成検査																																																																																																																																																																																																																																																																																														
34	出来形確認請求書	1-1-28 出来形検査等	第37条 (部分払)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
35	(「農林土木工事施工管理基準」による)	1-1-30 施工管理	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
36	工事記録簿 (提示)	1-1-31 履行報告																																																																																																																																																																																																																																																																																														
37	安全・訓練等の実施記録	1-1-33 工事中の安全確保																																																																																																																																																																																																																																																																																														
38	工事事故等発生報告書	1-1-36 事故報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																														
39	休日・夜間作業届 ※	1-1-43 施工時期及び施工時間の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																														
40	天災その他不可抗力による損害負担請求書	1-1-46 不可抗力による損害		第29条 (不可抗力による損害)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
41	(掛金収納書)	1-1-48 保険の付保及び事故の補償		第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
42	県産材利用報告書	1-1-55 県産材の使用	第11条 (履行報告)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
43	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート	1-1-58 総合評価落札方式	第52条 (補則)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
44	VE提案書	1-1-59 契約後VE提案	第1条 (総則)																																																																																																																																																																																																																																																																																													

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）																																																																																																																																																																																																																										
提出書類	7	NO.7 <u>静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱について</u> 様式2号 年 月 日 施工体制台帳 [会社名] _____ [事業所名] _____ <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">建設業の許可</th> <th>許可業種</th> <th colspan="2">許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発注者及び 住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">契約 営業所</th> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th rowspan="4">健康保険等の 加入状況</th> <th rowspan="2">保険加入の有無</th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> <th colspan="2">雇用保険</th> </tr> <tr> <th>加入 適用除外</th> <th>未加入 適用除外</th> <th>加入 適用除外</th> <th>未加入 適用除外</th> <th>加入 適用除外</th> <th>未加入 適用除外</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">事業所整理 記号等</th> <th>区分</th> <th>営業所の名称</th> <th>健康保険</th> <th>厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>発注者の 監督員名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>監督員名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場 代理人名</td> <td></td> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理(主任) 技術者名</td> <td>専任 非専任</td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門 技術者名</td> <td></td> <td>専門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当 工事内容</td> <td></td> <td>担当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>1号特定技能外国人 の従事状況(有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実習生の 従事状況(有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table>	建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	工事名称及び 工事内容				発注者及び 住所				工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	契約 営業所	区分	名称	住所	元請契約			下請契約			健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	事業所整理 記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			元請契約							下請契約								発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法		監督員名		権限及び 意見申出方法		現場 代理人名		権限及び 意見申出方法		監理(主任) 技術者名	専任 非専任	資格内容		専門 技術者名		専門 技術者名		資格内容		資格内容		担当 工事内容		担当 工事内容		1号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無	提出書類	7	NO.7 様式第2号 年 月 日 施工体制台帳 [会社名・事業者ID] _____ [事業所名・現場ID] _____ <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">建設業の許可</th> <th>許可業種</th> <th colspan="2">許可番号</th> <th>許可(更新)年月日</th> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 知事</td> <td>特定 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発注者名 及び住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">契約 営業所</th> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th rowspan="4">健康保険等の 加入状況</th> <th rowspan="2">保険加入の有無</th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> <th colspan="2">雇用保険</th> </tr> <tr> <th>加入 適用除外</th> <th>未加入 適用除外</th> <th>加入 適用除外</th> <th>未加入 適用除外</th> <th>加入 適用除外</th> <th>未加入 適用除外</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">事業所 整理記号等</th> <th>区分</th> <th>営業所の名称</th> <th>健康保険</th> <th>厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>元請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>下請契約</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>発注者の 監督員名</td> <td></td> <td>権限及び意見 申出方法</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>監督員名</td> <td></td> <td>権限及び意見 申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場 代理人名</td> <td></td> <td>権限及び意見 申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理技術者名 主任技術者名</td> <td>専任 非専任</td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理技術者 補佐名</td> <td></td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門 技術者名</td> <td></td> <td>専門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当 工事内容</td> <td></td> <td>担当 工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>一号特定技能外国人 の従事状況(有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人建設就 労者の従事 状況(有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実 習生の従事 状況(有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table>	建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	工事名称及び 工事内容				発注者名 及び住所				工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	契約 営業所	区分	名称	住所	元請契約			下請契約			健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			元請契約							下請契約								発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法		監督員名		権限及び意見 申出方法		現場 代理人名		権限及び意見 申出方法		監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容		監理技術者 補佐名		資格内容		専門 技術者名		専門 技術者名		資格内容		資格内容		担当 工事内容		担当 工事内容		一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有 無
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日																																																																																																																																																																																																																											
	工事業	大臣 知事		特定 一般	第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																																									
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																																										
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																																																																																																															
発注者及び 住所																																																																																																																																																																																																																															
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																																																																																																																																																																																												
契約 営業所	区分	名称	住所																																																																																																																																																																																																																												
	元請契約																																																																																																																																																																																																																														
	下請契約																																																																																																																																																																																																																														
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																																									
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外																																																																																																																																																																																																																								
	事業所整理 記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																																																																																																									
		元請契約																																																																																																																																																																																																																													
下請契約																																																																																																																																																																																																																															
発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																																													
監督員名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																																													
現場 代理人名		権限及び 意見申出方法																																																																																																																																																																																																																													
監理(主任) 技術者名	専任 非専任	資格内容																																																																																																																																																																																																																													
専門 技術者名		専門 技術者名																																																																																																																																																																																																																													
資格内容		資格内容																																																																																																																																																																																																																													
担当 工事内容		担当 工事内容																																																																																																																																																																																																																													
1号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無																																																																																																																																																																																																																												
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日																																																																																																																																																																																																																											
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																																										
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日																																																																																																																																																																																																																										
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																																																																																																															
発注者名 及び住所																																																																																																																																																																																																																															
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																																																																																																																																																																																												
契約 営業所	区分	名称	住所																																																																																																																																																																																																																												
	元請契約																																																																																																																																																																																																																														
	下請契約																																																																																																																																																																																																																														
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																																																																																																									
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外																																																																																																																																																																																																																								
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																																																																																																									
		元請契約																																																																																																																																																																																																																													
下請契約																																																																																																																																																																																																																															
発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法																																																																																																																																																																																																																													
監督員名		権限及び意見 申出方法																																																																																																																																																																																																																													
現場 代理人名		権限及び意見 申出方法																																																																																																																																																																																																																													
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容																																																																																																																																																																																																																													
監理技術者 補佐名		資格内容																																																																																																																																																																																																																													
専門 技術者名		専門 技術者名																																																																																																																																																																																																																													
資格内容		資格内容																																																																																																																																																																																																																													
担当 工事内容		担当 工事内容																																																																																																																																																																																																																													
一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有 無																																																																																																																																																																																																																										

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
---	---	------------	---	---	-------------

提出書類	8	NO.7-2	提出書類	8	NO.7-2
《一次下請負人に関する事項》					
会社名		代表者名			
住所					
工事名称及び工事内容					
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日		
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日		
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日		
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
現場代理人名	安全衛生責任者名				
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名				
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名			
資格内容	専門技術者名				
	資格内容				
	担当工事内容				
1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無		
<b>※添付書類</b> 1 発注者との請負契約書の写し 2 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し 3 元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し)(監理技術者を配置した場合) 4 元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等)(主任技術者を配置した場合) 5 元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し) 6 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面					

提出書類	8	NO.7-2	提出書類	8	NO.7-2
《下請負人に関する事項》					
会社名 ・事業者ID		代表者名			
住所					
工事名称及び工事内容					
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日		
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日		
	工事業	大臣 特定 第 号	年 月 日		
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
現場代理人名	安全衛生責任者名				
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名				
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名			
資格内容	専門技術者名				
	資格内容				
	担当工事内容				
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
<b>※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)</b> ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く) ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し					

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）																																																																																																																																										
提出書類	9	NO.8 <small>静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱について 様式3号</small> 年 月 日  <p style="text-align: center;">再 下 請 負 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">【報告下請負業者】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">直近上位 注文者名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>元請名称</td> <td></td> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> </table> 《自社に関する事項》 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名称及び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>注文者との 契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">建設業の 許 可</td> <td style="width: 15%;">施工に必要な許可業種</td> <td style="width: 20%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 50%;">許可（更新）年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">保険加入の有無</td> <td colspan="2" style="width: 20%;">健康保険</td> <td colspan="2" style="width: 20%;">厚生年金保険</td> <td colspan="2" style="width: 20%;">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理 記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">監督員名</td> <td style="width: 30%;">安全衛生 責任者名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td>安全衛生 推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 場 代理人名</td> <td>雇用管理 責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td>専 門 技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任 技術者名</td> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専 任 非専任</td> <td>担 当 工事内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1号特定技能外国人 の従事状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> <td style="width: 20%;">外国人技能実習生の 従事状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> </tr> </table>	直近上位 注文者名		住 所		元請名称		会社名				代表者名		工事名称及び 工事内容				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日		工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		監督員名	安全衛生 責任者名		権限及び 意見申出方法	安全衛生 推進者名		現 場 代理人名	雇用管理 責任者名		権限及び 意見申出方法	専 門 技術者名		主 任 技術者名	資格内容		専 任 非専任	担 当 工事内容		資格内容			1号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無	提出書類	9	NO.8 様式第3号 年 月 日  <p style="text-align: center;">再 下 請 負 通 知 書</p> 直近上位 注文者名 _____ 【報告下請負業者】 住 所 _____ _____ _____ 元請名称 ・事業者ID _____ 会 社 名 ・事業者ID _____ 代表者名 _____  《自社に関する事項》 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名 称 及 び 工 事 内 容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>注文者との 契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">建設業の 許 可</td> <td style="width: 15%;">施工に必要な許可業種</td> <td style="width: 20%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 50%;">許可（更新）年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">健康保険等の 加入状況</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">保険加入の有無</td> <td colspan="2" style="width: 20%;">健康保険</td> <td colspan="2" style="width: 20%;">厚生年金保険</td> <td colspan="2" style="width: 20%;">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> <td>加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所 整理記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">監 督 員 名</td> <td style="width: 30%;">安全衛生責任者名</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td>安全衛生推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 場 代 理 人 名</td> <td>雇用管理責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権限及び 意見申出方法</td> <td>専 門 技 術 者 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主 任 技 術 者 名</td> <td>資 格 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専 任 非 専 任</td> <td>担 当 工 事 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 格 内 容</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">一号特定技能外国人 の従事状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> <td style="width: 20%;">外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> <td style="width: 20%;">外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> </tr> </table>	工 事 名 称 及 び 工 事 内 容				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日		工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		監 督 員 名	安全衛生責任者名		権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名		現 場 代 理 人 名	雇用管理責任者名		権限及び 意見申出方法	専 門 技 術 者 名		主 任 技 術 者 名	資 格 内 容		専 任 非 専 任	担 当 工 事 内 容		資 格 内 容			一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
直近上位 注文者名		住 所																																																																																																																																													
元請名称		会社名																																																																																																																																													
		代表者名																																																																																																																																													
工事名称及び 工事内容																																																																																																																																															
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日																																																																																																																																												
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日																																																																																																																																												
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																												
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																												
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																									
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外																																																																																																																																										
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																										
監督員名	安全衛生 責任者名																																																																																																																																														
権限及び 意見申出方法	安全衛生 推進者名																																																																																																																																														
現 場 代理人名	雇用管理 責任者名																																																																																																																																														
権限及び 意見申出方法	専 門 技術者名																																																																																																																																														
主 任 技術者名	資格内容																																																																																																																																														
専 任 非専任	担 当 工事内容																																																																																																																																														
資格内容																																																																																																																																															
1号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無																																																																																																																																												
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容																																																																																																																																															
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日																																																																																																																																												
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日																																																																																																																																												
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																												
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																																																																																																												
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険																																																																																																																																									
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外																																																																																																																																										
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																																																																																										
監 督 員 名	安全衛生責任者名																																																																																																																																														
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名																																																																																																																																														
現 場 代 理 人 名	雇用管理責任者名																																																																																																																																														
権限及び 意見申出方法	専 門 技 術 者 名																																																																																																																																														
主 任 技 術 者 名	資 格 内 容																																																																																																																																														
専 任 非 専 任	担 当 工 事 内 容																																																																																																																																														
資 格 内 容																																																																																																																																															
一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無																																																																																																																																										

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
---	---	------------	---	---	-------------

提出書類	10	NO.8-2  《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会社名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">代表者名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工事名称及び工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">建設業の許可</td> <td style="width: 15%;">施工に必要な許可業種</td> <td style="width: 20%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 55%;">許可（更新）年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">健康保険等の加入状況</td> <td style="width: 10%;">保険加入の有無</td> <td style="width: 15%;">健康保険 加入 未加入 適用除外</td> <td style="width: 15%;">厚生年金保険 加入 未加入 適用除外</td> <td style="width: 45%;">雇用保険 加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現場代理人名</td> <td style="width: 70%;">安全衛生責任者名</td> </tr> <tr> <td>権限及び意見申出方法</td> <td>安全衛生推進者名</td> </tr> <tr> <td>主任技術者名</td> <td>雇用管理責任者名</td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td>専 門 技術者名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担 当 工事内容</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1号特定技能外国人の従事状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> <td style="width: 20%;">外国人技能実習生の従事状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">         ※添付書類          ・ 再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し       </div>	会社名		代表者名		住所				工事名称及び工事内容				工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日		工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	現場代理人名	安全衛生責任者名	権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	主任技術者名	雇用管理責任者名	資格内容	専 門 技術者名		資格内容		担 当 工事内容	1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
会社名		代表者名																																																				
住所																																																						
工事名称及び工事内容																																																						
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																			
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日																																																			
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																			
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																			
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外																																																		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険																																																		
現場代理人名	安全衛生責任者名																																																					
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名																																																					
主任技術者名	雇用管理責任者名																																																					
資格内容	専 門 技術者名																																																					
	資格内容																																																					
	担 当 工事内容																																																					
1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無																																																			

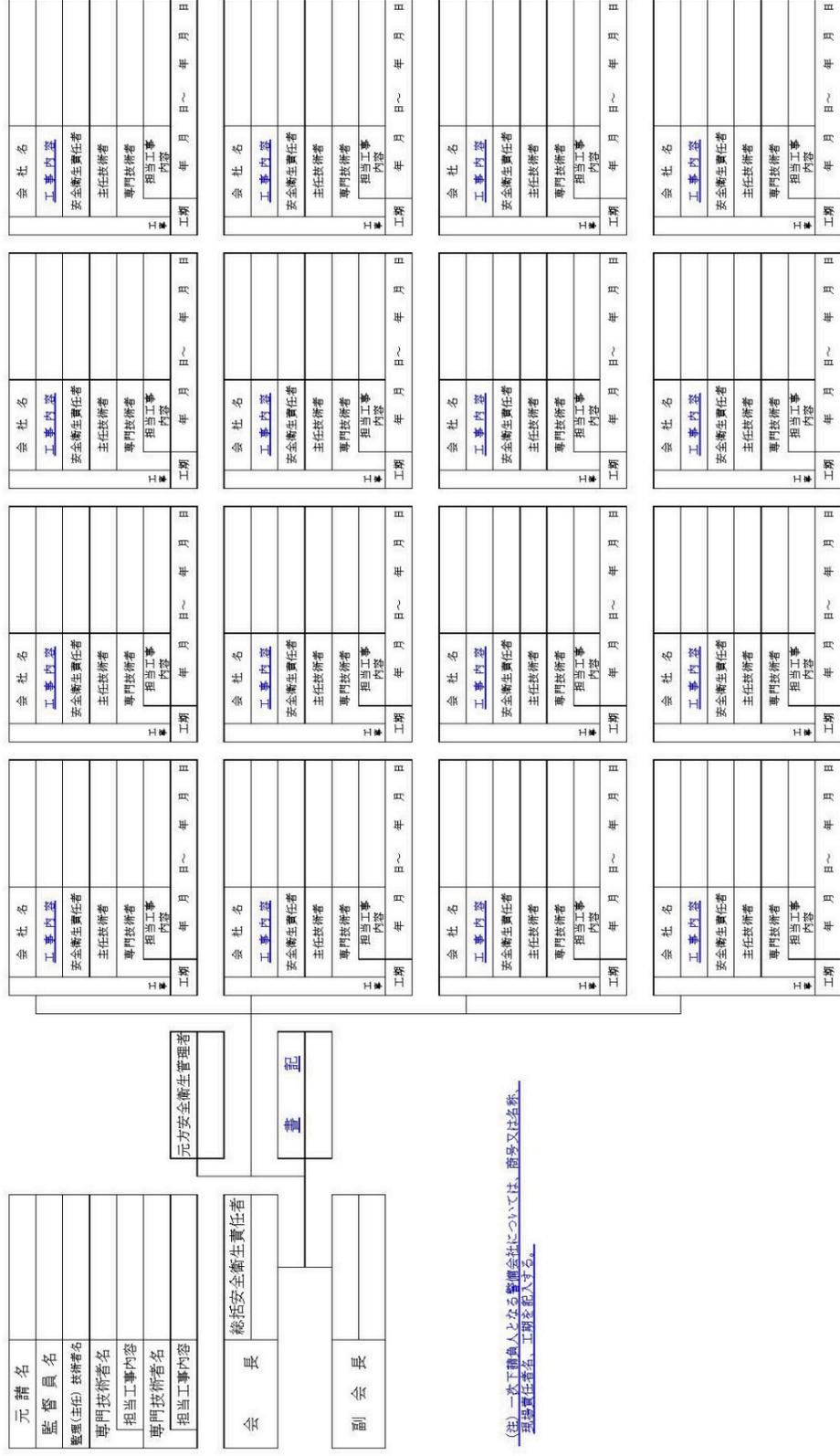
提出書類	10	NO.8-2  《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会社名 ・事業者ID</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">代表者名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>住所 電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工事名称及び工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">建設業の許可</td> <td style="width: 15%;">施工に必要な許可業種</td> <td style="width: 20%;">許 可 番 号</td> <td style="width: 55%;">許可（更新）年月日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 第 号 知事 一般</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">健康保険等の加入状況</td> <td style="width: 10%;">保険加入の有無</td> <td style="width: 15%;">健康保険 加入 未加入 適用除外</td> <td style="width: 15%;">厚生年金保険 加入 未加入 適用除外</td> <td style="width: 45%;">雇用保険 加入 未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現場代理人名</td> <td style="width: 70%;">安全衛生責任者名</td> </tr> <tr> <td>権限及び意見申出方法</td> <td>安全衛生推進者名</td> </tr> <tr> <td>主任技術者名</td> <td>雇用管理責任者名</td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td>専 門 技術者名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当工事内容</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1号特定技能外国人の従事状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> <td style="width: 20%;"><span style="border: 1px solid red;">外国人建設就労者の従事状況(有無)</span></td> <td style="width: 10%;"><span style="border: 1px solid red;">有 無</span></td> <td style="width: 20%;">外国人技能実習生の従事状況(有無)</td> <td style="width: 10%;">有 無</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;">         ※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)           ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)       </div>	会社名 ・事業者ID		代表者名		住所 電話番号				工事名称及び工事内容				工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日		工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	現場代理人名	安全衛生責任者名	権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名	主任技術者名	雇用管理責任者名	資格内容	専 門 技術者名		資格内容		担当工事内容	1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	<span style="border: 1px solid red;">外国人建設就労者の従事状況(有無)</span>	<span style="border: 1px solid red;">有 無</span>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
会社名 ・事業者ID		代表者名																																																						
住所 電話番号																																																								
工事名称及び工事内容																																																								
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																					
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日																																																					
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																					
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日																																																					
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外																																																				
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険																																																				
現場代理人名	安全衛生責任者名																																																							
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名																																																							
主任技術者名	雇用管理責任者名																																																							
資格内容	専 門 技術者名																																																							
	資格内容																																																							
	担当工事内容																																																							
1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	<span style="border: 1px solid red;">外国人建設就労者の従事状況(有無)</span>	<span style="border: 1px solid red;">有 無</span>	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無																																																			

提出書類 11

現行 (令和3年4月)

NO.9 建設現場に発生する建設生産システム合理化推進策の取組について 様式4号  
**工事作業所災害防止協議会兼施工体系図**

発注者名 \_\_\_\_\_ 自 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
 工事名称 \_\_\_\_\_ 至 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日



(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、理事責任者名、工期を記入する。

提出書類 11

改正 (令和3年11月)

NO.9 様式第4号  
**施工体系図**

